

おきなわ型6次産業化総合支援事業補助金に係るQ&A

1 事業について

Q1：本事業の目的はなにか？

- 本事業は、沖縄の地域資源を生かした6次産業化を推進するため、戦略的な商品開発と販路開拓を支援することで、農山漁村の活性化と農林水産業の振興を図ることを目的としています。

Q2：国の補助事業（ネットワーク活動交付金）と何が異なるのか？

- 本事業は、地域に留まった既存商品のブラッシュアップにより、売れる商品作りを行うため、既に製造されている商品が補助対象となります。一方、国の補助事業において補助対象となるのは新商品の開発になります。
- また、本事業では加工に必要な機械整備を対象としており、国事業で認められている施設整備や農林水産物の生産に係る機器等の整備は対象としていません。

Q3：国や県の他の補助事業等と重複してよいか？

- 国や他の県事業と重複する取組みは認められません。
ただし、本事業にて別で実施予定の「オンリーワン加工品開発支援講座」に参加することは可能です。当講座の詳細は、沖縄県流通・加工推進課までお問い合わせ下さい。

Q4：市町村が独自に上乗せ助成を行うことは可能か？

- 可能です。ただし、沖縄振興特別推進市町村交付金による上乗せはできませんので、ご注意ください。

Q5：県事業を活用後、国事業（ネットワーク活動交付金）を活用することは可能か？

- 県事業と国事業の重複は認められませんが、県事業を活用後に、新たな事業展開を図るために、別途、国事業を活用することは可能です。

Q 6 : 過年度の補助事業者が再度補助金の申請をすることは可能か？

- 可能ですが、原則として、
 - ①過年度と同一補助メニューの場合は、異なる商品で申請すること
 - ②過年度と同一の商品の場合は、異なる補助メニューで申請することのいずれかを満たす必要があります。
- ただし、上記に該当しない場合であっても、前回事業における課題を解決した上で新たな課題解決に取り組む内容となっていれば本事業の対象となる場合があります。詳細は沖縄県流通・加工推進課までお問い合わせ下さい。

2 事業実施主体について

Q 1 : どのような者が事業実施主体となれるのか？

- 県内の農林漁業者又は農林漁業者の組織する団体・法人、商工業者の組織する団体・法人が事業実施主体となることができます。
※実施要領2 事業実施主体の項を参照

Q 2 : 六次産業化・地産地消法等の認定者は事業実施主体となれるのか？

- 原則として、六次産業化・地産地消法に基づく認定事業者、及び農商工等連携促進法に基づく認定事業者は国事業の活用を前提としているため本事業の対象外となります。
ただし、総合化事業計画の期間満了を迎える等、国事業の活用が困難な案件については本事業の対象となる場合があります。詳細は沖縄県流通・加工推進課までお問い合わせ下さい。

Q 3 : 設立間もない企業等が事業実施主体となることは可能か？

- 可能です。

3 補助対象事業・経費について

**Q 1 : 補助対象となる事業はどのような内容か？
またその対象となる経費はどのようなものか？**

- 補助対象となる事業は、県産農林水産物を活用した加工商品のブラッシュアップによる

高付加価値化、ブランド力向上に係る取組です。

従って、既に製造している商品を対象とし、新商品の開発は対象外となります。

- また、その対象となる経費については、①商品開発費、②市場調査費、③販売促進・販路開拓費、④加工機器整備費となっております。

具体的な経費は実施要領別表をご覧ください。

(注) 補助対象経費等についてご不明な点については県担当者にご相談ください。

Q 2 : 機械整備のみも対象となるのか？

- 対象となります。ただし商品開発（ブラッシュアップ）を伴うことが前提です。
- また、専門家による個別相談やテストマーケティングや商談会などの販路開拓支援が受けられる「オンリーワン加工品開発支援講座」への参加もご検討下さい。当講座の詳細については沖縄県流通・加工推進課までお問い合わせ下さい。

Q 3 : 農林水産物の生産のための機械等も補助対象となるのか？

- 本事業は、商品の開発に特化した事業であることから、商品の製造に必要な機械を補助対象としており、その原材料となる農林水産物の生産のための施設・機械等は、補助の対象となりません。

Q 4 : 既存事業の取組み拡大に関連する機械整備は補助対象となるのか？

- 商品のブラッシュアップに伴う機械整備を対象としており、単なる規模拡大は補助対象となりません。

Q 5 : 食品以外の取組みも対象となるのか？

- 原料となる県産農林水産物は食品に限ります。ただし開発する商品は食品以外でも事業対象とします。(例：シークワサー入り化粧水等)

Q 6 : すでに他の企業が開発し、市場に出回っている商品と似かよった商品を開発する場合でも対象となるか？

- 原則、対象とします。ただし、市場性等の観点から計画審査の段階で、採択されない可能性もあります。

4 その他

Q 1 : 事業採択はどのようにして行われるのか？

- 事業活用を希望される事業者の方は、事業実施計画書を作成していただく必要があります。
- その上で、県に対して事業計画認定申請書を提出し、審査の結果、県の認定を受けた計画について、事業対象となります。
- 審査の観点としては
 - ①商品コンセプト、市場性、成長性、実現可能性
 - ②県産農林水産物の活用
 - ③今後の経営性、事業の継続性等により、審査されます。